



「年末特別警戒」のお知らせ

～税関における、覚醒剤や拳銃等の水際取締りの強化～

函館税関では、12月7日(月)から12月16日(水)までの間、「年末特別警戒」を実施します。

新聞報道等により、すでにご承知のことと思われませんが、覚醒剤・大麻などの不正薬物の乱用や、銃砲類を使用した殺傷事件などが発生し、日常生活に対して重大な脅威を与えております。

これら不正薬物や銃砲類のいわゆる社会悪物品は、そのほとんどが海外から密輸入されており、税関では社会悪物品の水際での摘発を最重要課題として、警察や海上保安部等の関係取締機関と連携のうえ、取締りを実施しております。

社会悪物品の摘発・密輸防止のため、皆様のご理解と密輸に関する情報提供等のご協力をよろしくお願いいたします。



覚醒剤
平成 26 年 12 月
小樽税関支署摘発



大麻樹脂
平成 26 年 5 月
千歳税関支署摘発

許しません白い粉、通しません黒い武器

密輸ダイヤル「0120-461-961」(24時間受付)
または函館税関まで密輸情報をお寄せください。
函館税関監視部密輸対策企画室(0138-40-4243)